

令和2年第5回総会議事録

黒石市農業委員会

議事録

- 1 開催日時 令和2年5月18日（月） 午前8時54分～午前9時40分
- 2 開催場所 産業会館4階 大会議室
- 3 出席委員 (8人)
- | | | |
|---------|----------|-----------|
| 会長 | 7番 木立 康行 | |
| 会長職務代理者 | 9番 佐藤 孝文 | |
| 委員 | 1番 長内 康之 | 2番 木村 功 |
| | 3番 高橋 英子 | 5番 工藤 勝彦 |
| | 6番 大平 成年 | 11番 佐藤 国雄 |
- 4 欠席委員 (5人)
- | | | |
|--|-----------|-----------|
| | 4番 館野 哲雄 | 8番 工藤 元伸 |
| | 10番 東 良一 | 12番 佐山 秀夫 |
| | 13番 佐藤 米一 | |
- 5 出席農地利用最適化推進委員 (3人)
- | | | |
|-------------|-------|-------------|
| ・浅瀬石・追子野木地区 | 佐藤 仁 | |
| ・沖揚平・厚目内地区 | 森山 栄治 | ・山形地区 山口 貴佳 |
- 6 欠席農地利用最適化推進委員 (3人)
- | | | |
|-------|-------|-------------|
| ・黒石地区 | 高木 一弥 | ・六郷地区 加藤 浩揮 |
| ・中野地区 | 櫻庭 太志 | |
- 7 議事参与の制限委員 (1人) 7番 木立 康行
- 8 付議案件
- 報告第10号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第11号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第12号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による通知書の受理について
議案第17号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第18号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第19号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請に係る意見について
議案第20号 農用地利用集積計画の決定について
議案第21号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

9 事務局職員

事務局長	中 田 憲 人
局長補佐	大 溝 恵 水
農地係長	福 士 博 幸
主　　查	櫻 田 一 久

中田事務局長	<p>定刻前ですが、全員お揃いになりましたので、会議を始めます。</p> <p>本日の会議でございますが、コロナウイルス感染拡大防止で三密を避けるということで、委員の皆さんの数を調整したことをご理解いただきたいと思います。</p> <p>それでは、会議規則第4条の規定により会長が議長となり、会議を進めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>(開会のあいさつ)</p> <p>黒石市農業委員会憲章の唱和を佐藤孝文職務代理者にお願いします。</p>
職務代理者	<p>ご起立願います。</p> <p>私が読み上げますので、一、農業委員会は、の次からご唱和をお願いします。</p> <p>黒石市農業委員会憲章 一、農業委員会は、(全員で唱和)</p> <p>ありがとうございました。</p>
議 長	<p>ただいまから、令和2年第5回黒石市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>在任農業委員中、出席委員が8人で、定足数に達しておりますので本日の会議は成立いたします。</p> <p>また農地利用最適化推進委員につきましても、3人が出席しております。</p> <p>次に、議事録署名者並びに書記の選任についてお諮りいたします。</p>
委 員	「議長一任」の声
議 長	<p>議長一任の声がありますので、私から指名いたします。</p> <p>議事録署名者には、5番工藤勝彦委員、6番大平成年委員にお願いします。</p> <p>書記には事務局の大溝補佐にお願いします。</p> <p>なお、総会の議案書は、事前に各委員に配付しておりますので、事務局には要点の説明をお願いします。</p> <p>議案の審議に入る前に、4月の総会で質問がありました、地方公共団体が不許可の例外で借りられる農地等の面積の上限について、事務局より説明をお願いします。</p>
福士係長	<p>先月の総会で、農地法第3条許可において、市が実施する黒石特産果樹検討実践事業のため、10年間の賃貸借権の設定をする、とした案件で、設定面積の上限はあるのか、という質問があったことについて回答します。</p> <p>農地法第3条第1項第16号で例外があり、施行令第2条第1項において、地方公共団体が権利を取得しようとする農地が公共の利用と認められる場合、とあります。市が実施する事業のため、公用と認められ、農用地を利用することは許可される、これについて上限は定められておりません。</p> <p>審査・基準においては、農林水産事務次官通知である農地法関係事務に係る処理基準があり、農地法第3条許可の一般的な基準が示されています。</p> <p>これには、全部耕作の要件や効率的に利用して耕作を行う基準など、営農の基準があります。</p>

	<p>その中に、労働力や機械、技術等があって、周辺の条件が類似する農地等において、生産性を比較して判断するとあります。また、事業の確実性があるか、これを判断基準として準用します。</p> <p>今回の申請の場合は、市が賃貸借する農地全部を事業で活用されることが認められるか、ということが農業委員会での許可決定に係る判断基準になります。</p> <p>申請では、①労働力は、地域おこし協力隊の一員が管理作業に従事すること、②農業機械は、市が所有する機械を利用すること、③市で行う事業で予算措置されるため、確実に実行できること、が認められます。</p> <p>実践事業でありますので、生産性は問われないことから、適当であると判断されます。</p> <p>このことについて、上限はあるか、ほかの基準はあるのか、ということで、青森県農業会議に確認したところ、①上限はないこと、②検討・判断事項としては、適当である、との回答をいただいております。</p> <p>結論としては、市の事業として予算を組んで実施される事業となりますので、面積の上限は、市の予算内で管理できる面積ということになります。</p> <p>以上です。</p>
議長	それでは、報告第10号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を事務局から報告お願いします。
櫻田主査	<p>報告第10号は、農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので報告するものです。</p> <p>別紙で説明いたします。</p> <p>令和2年4月受理分は、相続が6件、総面積25, 317m²、田が8筆14, 255m²、平畑が5筆1, 204m²、樹園地が3筆9, 858 m²、となっています。</p> <p>以上です。</p>
議長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委員	「なし」の声
議長	質問がありませんので、次に、報告第11号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を事務局から報告お願いします。
櫻田主査	<p>報告第11号は、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。</p> <p>別紙で説明いたします。</p> <p>受付番号7番は、牡丹平字柏木山根の畑、2, 912m²を賃貸人の都合により令和2年4月14日に合意解約したものです。</p> <p>受付番号8番は、上十川字山元の樹園地、2筆合計2, 651m²を賃貸人の都合により令和2年4月15日に合意解約したものです。</p>

	<p>受付番号9番は、馬場尻北の田、3, 300m²を賃借人の都合により令和2年4月24日に合意解約したものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。</p>
委員	「なし」の声
議長	<p>質問がありませんので、次に、報告第12号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による通知書の受理について」を事務局から報告お願いします。</p>
櫻田主査	<p>報告第12号は、農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則第14条第1項の規定により、別紙のとおり農用地利用配分計画の認可に係る通知書を受理したので報告するものです。</p> <p>別紙で説明します。</p> <p>農地中間管理事業における農地利用配分計画が、令和2年4月27日付で認可公告されました。</p> <p>(1) 賃借権設定では、整理番号14番1件で、田1筆4, 640m²、期間は5年8ヶ月、賃借料は10a当たり10, 000円となっております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。</p>
委員	「なし」の声
議長	<p>質問がありませんので、以上で報告を終わります。</p> <p>それでは議案第17号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明お願いします。</p>
櫻田主査	<p>議案第17号は、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。</p> <p>別紙で説明いたします。</p> <p>今回の申請は、使用賃借権設定が2件、賃借権設定が3件、所有権移転が5件です。</p> <p>(1) 使用賃借権設定です。</p> <p>受付番号3番は、二双子字野田の田、2, 530m²を同一世帯の親から子へ期間10年で使用賃借するものです。</p> <p>受付番号4番は、牡丹平字焼山の樹園地、4, 219m²を同一世帯の親から子へ期間5年で使用賃借するものです。</p>

	<p>(2) 貸借権設定です。</p> <p>受付番号3番は、馬場尻北の田5, 293m²のうち3, 300m²を経営規模拡大により農地所有適格法人へ期間10年、10aあたり12,000円で貸借するものです。</p> <p>受付番号4番、5番は同時申請です。</p> <p>受付番号4番は、黒石字砂森の平畑、5筆合計3, 270m²を期間5年、10aあたり15, 290円総額50, 000円で貸借権を設定するものです。</p> <p>受付番号5番は、豊岡字白兀の平畑、2, 372m²を期間5年、10aあたり10, 000円で貸借権を設定するものです。</p> <p>新規就農となりますので、後ほど、聞き取り調査した結果を委員より報告があります。なお、申請面積が併せて5, 642m²となり、下限面積50アールを満たしております。</p> <p>(3) 所有権移転です。</p> <p>受付番号13番は、上十川字留岡六番の平畑、1, 200 m²を経営規模拡大により農地所有適格法人へ売買するものです。</p> <p>受付番号14番は、高館字丙高原の樹園地、1, 295m²を耕作便利により第三者へ売買するものです。</p> <p>受付番号15番は、高館字丙高原の平畑、118m²を耕作便利により第三者へ売買するものです。</p> <p>受付番号16番は、袋字村元ほかの樹園地、3筆合計5, 051 m²を別世帯の子へ贈与するものです。</p> <p>今回の贈与の申請のほか、議案第20号の受付番号59番では、新規設定として農地中間管理事業の受け手としての申請があります。</p> <p>これにより、認定新規就農者として農業次世代人材投資資金を受けながら、営農していくこととしております。</p> <p>後ほど、聞き取りした委員より報告があります。</p> <p>受付番号17番は、上十川字北原四番の田、2筆合計3, 069m²を経営規模拡大により第三者へ売買するものです。</p> <p>以上の申請につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。</p> <p>なお、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査にあたった委員より報告があります。</p> <p>以上です。</p>
議長	それでは、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査を行った1番長内康之委員に報告をお願いします。
長内康之委員	<p>今回申請があった農地について、去る5月8日、佐藤孝文委員、山口貴佳推進委員、私と事務局を交えて、申請書及び添付書類等の審査並びに現地調査した結果を報告します。</p> <p>(1) の使用貸借権設定です</p> <p>受付番号3番は、同一世帯の親から子へ期間10年で使用貸借するものです。</p>

現況は田で、権利取得後も引き続き同一の農業経営が行われます。

受付番号4番は、同一世帯の親から子へ期間5年で使用貸借するものです。

現況はりんご畠で、権利取得後も同一の農業経営が行われます。

(2) 貸借権設定です

受付番号3番は、経営規模拡大により、農地所有適格法人へ期間10年で賃貸借権を設定するものです。現況は田で、権利取得後は同一の農業経営が行われます。

受付番号4番と5番は、第三者へ賃貸借権を設定するものです。今回設定する面積は合計5,642m²となり、下限面積を満たしております。譲受人は新規農家ですので聞き取りした結果を報告いたします。

申請地の現況は平畠で、権利取得後は、にんにくの栽培を行うとのことです。農業機械の保有状況では、にんにくの栽培に使用する農業機械は、全て自己所有であるとのことです。

農作業経験については、友人が、にんにくの栽培をしており、その作業の手伝いを1年間行ったということです。農作業の経験としては少ないですが、JAの組合員として加入し、研修会の参加や営農指導を受けながら、営農していきたいとのことです。

また、将来的に経営規模拡大していく意欲もあり、農業経営をすることに問題は無いものと思われます。

(3) の所有権移転です。

受付番号13番は、経営規模拡大により農地所有適格法人へ売買するものです。現況は平畠で、権利取得後はやさいの栽培が行われる予定です。

受付番号14番は、耕作便利により第三者へ売買するものです。現況はりんご畠で、権利取得後も引き続き同一の農業経営が行われます。

受付番号15番は、耕作便利により第三者へ売買するものです。現況は、平畠で権利取得後はりんごの栽培が行われる予定です。

受付番号16番は、別世帯の子へ贈与により取得するものです。

譲受人は新規農家ですので、聞き取りした結果を報告いたします。申請地の現況は、樹園地と平畠であり、権利取得後はりんごとミニトマトの栽培が行われます。

父親がりんご農家を経営しており、10年間の農作業の経験をしているとのことです。

今回の申請で、申請人は、農業次世代人材投資資金を活用し、農家として独立したいとのことです。農業機械は所有しておりませんが、親から借りることで耕作するとしています。今後は、生産量も増やしていきたいとのことで、将来的には経営規模拡大したいとのことです。JAの組合員として加入済みであり、販売出荷はJAにすることです。

また、研修会の参加や営農指導を受けながら、営農していきたいとのことです。

以上のことから、農地の取得後において、効率的な農業経営が行われると思われます。

	<p>受付番号17番は、経営規模拡大により第三者へ売買するものです。現況は、田で権利取得後は、りんごの栽培を行う予定です。</p> <p>今回申請があった10件は、権利を取得することで周辺農地の農業上の利用には影響ありません。</p> <p>以上です。</p>
議長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委員	「なし」の声
議長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」の声
議長	<p>ご異議がありませんので、議案第17号は原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、「議案第18号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題」といたします。</p> <p>事務局の説明お願いします。</p>
福士係長	<p>議案第18号は、農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。</p> <p>内容については、別紙で説明いたします。</p> <p>受付番号26番は、申請人は記載のとおりです。</p> <p>土地表示は、青山、登記地目は、田、現況地目は、畑、となっております。</p> <p>面積は、322m²であり、住宅建築用地として取得し、利用したいとのことです。</p> <p>この場所は、第3種農地でありますので、問題ないものと思われます。</p> <p>受付番号27番は、申請人は記載のとおりです。</p> <p>土地表示は、富田、登記地目は、田、現況地目は、畑、となっております。</p> <p>面積は、280m²であり、住宅建築用地として取得し、利用したいとのことです。</p> <p>この場所は、第1種農地でありますが、不許可の例外のうち、集落接続に該当しますので、問題ないものと思われます。</p> <p>なお、申請地の詳細については、聞き取り及び現地調査を行った委員から報告があります。</p> <p>以上です。</p>
議長	それでは、聞き取り及び申請地の現地調査を行った1番長内康之委員に報告をお願いします。
長内康之委員	今回5条申請があった土地について、去る5月8日 佐藤孝文委員、山口貴

	<p>佳推進委員、私と事務局を交えて、聞き取り及び現地調査した結果を報告します。</p> <p>受付番号26番は、住宅建築用地として、取得し利用するものです。場所は、黒石警察署から南東へ約250mに位置しております。</p> <p>申請地の選定理由を聞き取りしたところ、申請者は、勤務地が市内にあり、借家解消のため、市内に土地を探していたとのことで、市内の不動産業者の仲介によるものだそうです。</p> <p>申請地は、住宅に囲まれた農地です。雨水は周辺の水路に放流し、雑排水は下水道に放流するとのことで、問題ありません。</p> <p>受付番号27番は、住宅建築用地として、取得し利用するものです。場所は、旧北陽小学校から南東へ約600mに位置しております。</p> <p>申請地の選定理由を聞き取りしたところ、申請者は、県道を拡幅する改良工事に伴い移転が必要になったとのことで、近所に移転先敷地を求めていたとのことです。</p> <p>自己所有の農地の隣地に移転敷地を求めたい意向があったことから、譲渡人と交渉した結果、売買の条件が整い、申請に至ったとのことです。</p> <p>周辺の農地への被害防止策としては、雨水が農地に流入しないように、自然浸透させ、生活雑排水は合併浄化槽で処理し、周辺の側溝に放流するとのことです。</p> <p>以上、今回の申請について、聞き取り及び現地調査を行い、申請内容等を審査した結果、周囲の農地への被害防止計画、土地利用計画及び資金計画から判断して、転用することで周辺の農地に影響を及ぼすことはなく、問題ないものと考えられます。</p> <p>以上です。</p>
議長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委員	「なし」の声
議長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」の声
議長	ご異議がありませんので、議案第18号は、原案のとおり決定いたします。次に、議案第19号「農地転用許可後の事業計画変更承認申請に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明お願いします。
福士係長	議案第19号は、農地法第5条第1項の規定により許可された転用事業について、別紙のとおり事業計画変更承認申請があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。

	<p>内容については、別紙で説明いたします。</p> <p>受付番号1番は、転用事業者は記載のとおりです。</p> <p>土地表示は、作場町、登記地目は、畠、となっております。</p> <p>面積は、2筆合計96m²であり、住宅建築用地として取得したものですが、申請事由としては、住宅の建築面積を47.4m²から66.86m²に拡大するため、としています。</p> <p>近隣では、住宅建築が盛んであり、他社との競合の中で、住宅建築の需要が建築面積が大きいほうが販売に有利であるとのことです。</p> <p>許可基準である建ぺい率20%を超えており、資金面で残高証明書も添付されており、資力相当であるため、問題ないものと思われます。</p> <p>以上です。</p>
議長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
長内康之委員	住宅の建築面積の変更ですが、47.4m ² と66.86m ² とあり、軽微な変更に見えます。事業計画の変更承認申請は、どのくらいの建築面積の変更から申請が必要になるのでしょうか。
福士係長	今回の事業計画変更申請は、建売分譲事業の住宅の建築面積の変更です。建売分譲住宅では、事業計画に基づいて配置されており、建築面積が変わることにより、事業費や配置図が変わります。事業の実施において、事業費に係る信用の確保を確認する必要がありますので、軽微な変更であっても、都度、事業計画の変更承認を受けることになっております。
議長	ほかにございませんか。
委員	「なし」の声
議長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」の声
議長	ご異議がありませんので、議案第19号は原案のとおり決定いたします。 次の議案第20号につきましては、私の親族が審議対象になっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、議事参与の制限により退席いたしますので、議長を佐藤孝文職務代理者にお願いします。 (木立康行会長退席)
議長 (職務代理者)	議案第20号の審議終了まで議長を務めさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いします。 それでは、議案第20号「農用地利用集積計画の決定について」を議題いたします。

	事務局の説明お願いします。
櫻田主査	<p>議案第20号は、黒石市長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。</p> <p>別紙で説明いたします。</p> <p>今回の申請は、賃借権設定が12件、所有権移転が9件です。</p> <p>(1) 賃借権設定です。</p> <p>受付番号48番は、浅瀬石字龍ノ口の樹園地、5, 773m²を10年間10a当たり9, 500円で、経営規模拡大のため、新規設定するものです。</p> <p>受付番号49番は、高館字甲松坂の田、3, 355m²を5年間10a当たり10, 000円で、経営規模拡大のため、新規設定するものです。</p> <p>受付番号50番は、高館字甲松坂の田、5, 448m²を10年間10a当たり11, 000円で、経営規模拡大のため、新規設定するものです。</p> <p>受付番号51番は、赤坂字西田ほかの田、4, 270m²を10年間10a当たり15, 000円で、再設定するものです。</p> <p>受付番号52番は、上十川字山元の樹園地、2, 651m²を5年間10a当たり20, 000円で、経営規模拡大のため、新規設定するものです。</p> <p>受付番号53番は、黒石字浄光寺ほかの田、29, 566m²を10年間10a当たり18, 000円で、農地中間管理事業により、新規設定するものです。</p> <p>受付番号54番は、相野ほかの田と畑、10, 795m²を10年間10a当たり15, 000円で、農地中間管理事業により、新規設定するものです。</p> <p>受付番号55番は、西ヶ丘の田、3, 727m²を10年間10a当たり15, 000円で、農地中間管理事業により、新規設定するものです。</p> <p>受付番号56番は、境松字村井ほかの田、4, 564m²を10年間10a当たり15, 000円で、農地中間管理事業により、新規設定するものです。</p> <p>受付番号57番は、袋字村岡の田、1, 488m²を10年間10a当たり12, 000円で、農地中間管理事業により、新規設定するものです。</p> <p>受付番号58番は、黒石字浄光寺の田、2, 883m²を10年間10a当たり12, 000円で、農地中間管理事業により、新規設定するものです。</p> <p>受付番号59番は、上十川字大野三番の畑、3, 819m²を10年間10a当たり10, 000円で、農地中間管理事業により、新規設定するものです。</p> <p>なお、受付番号59番については、新規農家となっておりますが、議案第17号で説明のありました新規農家と同一人物のため、聞き取り結果の説明については省略とさせていただきます。</p> <p>(2) 所有権移転です。</p> <p>受付番号15番は、高館字乙高原の樹園地、2筆合計7, 268m²を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。</p> <p>受付番号16番は、高館字乙高原の樹園地、2筆合計5, 955m²を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。</p> <p>受付番号17番は、竹鼻字北野田の田、4筆合計11, 868m²を経営規模</p>

	<p>拡大のため、所有権移転するものです。</p> <p>受付番号18番は、袋字村岡の田、38m²を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。</p> <p>受付番号19番は、袋字村岡の田、83m²を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。</p> <p>受付番号20番は、袋字村岡の田、58m²を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。</p> <p>受付番号21番は、袋字村岡の田、2筆合計119m²を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。</p> <p>受付番号22番は、上山形字上苑の樹園地、2、198m²を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。</p> <p>受付番号23番は、竹鼻字北野田の田、2、923m²を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。</p> <p>以上、計画書の内容及び申し出のあった際の聞き取りにより、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。</p> <p>以上です。</p>
議長 (職務代理者)	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委員	「なし」の声
議長 (職務代理者)	質問がないようですので、本案については原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」の声
議長 (職務代理者)	ご異議がありませんので、議案第20号は、原案のとおり決定いたします。それでは、審議が終了いたしましたので、木立会長と交代いたします。ご協力ありがとうございました。 (木立会長、議長席に着く)
議長	佐藤職務代理者、ありがとうございました。 次に議案第21号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明お願いします。
福士係長	議案第21号は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、黒石市長から別紙のとおり依頼があったので意見を求めるものであります。 内容について、別紙で説明いたします。 受付番号1番、2番、3番及び5番は、変更区分、農振農用地区域からの除外です。

	<p>受付番号4番は、変更区分、農振農用地区域外からの編入です。</p> <p>受付番号1番は、農地の所在は、青山、登記地目、現況地目、ともに田、変更面積は3, 670m²で、資材置場及び従業員駐車場用地として利用するため、除外するものです。</p> <p>農地区分では、第一種農地と判断されますが、不許可の例外のうち集落接続と判断されるため、問題ないものと思われます。</p> <p>受付番号2番は、農地の所在は、追子野木三丁目、登記地目は田、現況は不耕作で、変更面積は6, 895m²のうち、2, 248m²で、資材置場及び従業員駐車場用地として利用するため、除外するものです。</p> <p>農地区分では、第一種農地と判断されますが、不許可の例外のうち集落接続と判断されるため、問題ないものと思われます。</p> <p>受付番号3番は、農地の所在は、大字浅瀬石、登記地目、現況地目、ともに田、変更面積は1, 648m²で、資材置場として利用するため、除外するものです。</p> <p>農地区分では、第一種農地と判断されますが、不許可の例外のうち特別の立地である敷地の1/2以内の拡張と判断されるため、問題ないものと思われます。</p> <p>受付番号4番は、農地の所在は、大字高館ほかで、登記地目、現況地目、とともに畑、変更面積は2, 117m²で、樹園地利用による農用地への編入をするものです。</p> <p>現況が農地として利用されていることから、問題ないものと思われます。</p> <p>受付番号5番、農地の所在は、大字赤坂で、登記地目、現況地目、ともに畑、変更面積は1, 389m²で、住宅建築用地、作業場及び資材置場用地として利用するため、除外するものです。</p> <p>農地区分では、第一種農地と判断されますが、不許可の例外のうち集落接続と判断されるため、問題ないものと思われます。</p> <p>なお、申請地の詳細については、現地調査を行った委員から報告があります。以上です。</p>
議長	それでは、申請地の現地調査を行った、1番長内康之委員に報告をお願いします。
長内康之委員	<p>今回農振農用地区域からの除外及び編入申請があった土地について、去る5月8日 佐藤孝文委員、山口貴佳推進委員、私と事務局を交えて、現地調査した結果を報告します。</p> <p>受付番号1番は、資材置場及び従業員駐車場用地として利用するため、農振農用地区域から除外するものであります。</p> <p>図面番号1に示しておりますが、申請地は、黒石りんご共販から北側約200mに位置しております。</p> <p>申請地の現況は田で、周辺の状況は、東、南、北側は田で、西側は、市道を挟んで青山の宅地に接続しており、農振農用地区域から除外後も同一の集落を形成すると見ることができます。</p>

	<p>受付番号2番は、資材置場及び従業員駐車場用地として利用するため、農振農用地区域から除外するものであります。</p> <p>図面番号2番に示しておりますが、申請地は、DCMサンワード一より南側約160mに位置しております。</p> <p>申請地の現況は、資材置場として利用されておりますが、違反転用状況を是正し、資材置場及び従業員駐車場として利用するため、農振農用地区域から除外するものであります。周辺の状況は、東、南、北側は田、西側は宅地となっております。農振農用地区域から除外後も集落を形成すると見ることができます。</p> <p>受付番号3番は、資材置場として利用するため、農振農用地区域から除外するものであります。</p> <p>図面番号3に示しておりますが、農事組合法人浅瀬石水稲生産組合育苗ハウスから東側約500mに位置しております。</p> <p>申請地の現況は、田で、周辺の状況は、西、南側が田、北側が河川、東側が宅地で、申請者の事業用地となっております。事業者の資材置場と隣接しており、1/2以内の敷地拡張であり、農振農用地区域から除外後も転用見込みがあるものと思われます。</p> <p>受付番号4番は、農振農用地区域外からの編入です。</p> <p>図面番号4番に示しておりますが、高館集落の東側隣地に位置しております。</p> <p>申請地の現況は、りんご畠で、周辺の状況は、東側は樹園地、南、北側は、宅地及び樹園地、西側は、宅地となっております。</p> <p>現在、数十年に渡り、りんご畠として利用されており、今後もりんご畠として利用するため、改植事業を行うとのことで、農用地として有効に利用されると見込まれます。</p> <p>受付番号5番は、住宅建築用地、作業場及び資材置場用地として利用するため、農振農用地区域から除外するものであります。</p> <p>図面番号5番に示しておりますが、申請地は、JA津軽みらい六郷りんごセンターから北西側約280mに位置しております。</p> <p>周辺の状況は、東、西、北側が宅地、南側は田となっております。農振農用地区域から除外後も同一の集落を形成すると見ることができます。</p> <p>以上のことから、今回の申請では、農地転用の見込みがあるため、農振除外することに問題ないものと考えられます。</p> <p>以上です。</p>
議長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
佐藤国雄委員	4番の農振農用地への編入ですが、登記簿は畠になっているわけですよね。それでいて農振農用地への編入というのは、どういうことなんでしょうか。
福士係長	農振農用地の考え方ですが、ご存じのとおり、農振農用地でないと農業関係の事業ができないということになります。農振地域は、農用地区域とそれ以外の白地地域があります。白地地域は、同じ農振地域でも、農業上の投資といい

	ますか、政策上の投資を要さない地域として区分され、集落周辺の区画整理されていない農地ということになります。白地の農地は、農業上の投資をしてもあまり効果がないということになりますが、現状の利用状況から十分な生産量を確保できることから農用地区域並みと判断できます。今の白地地域の区分ですと補助事業を使いたくても使えないで、今回、農用地区域に編入することによって補助事業が使えるようになるということになります。
議長	ほかにございませんか。
委員	「なし」の声
議長	質問がないようですので、本案については原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」の声
議長	ご異議がありませんので、議案第21号は、原案のとおり決定いたします。 これで議案の審議は終了いたしました。 以上で、令和2年第5回黒石市農業委員会総会を終了いたします。
	午前9時40分 終了
	黒石市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名押印する。
	令和2年5月18日
	議長 木立 康行 
	議事録署名者 工藤 勝彦 
	議事録署名者 大平 成年 